

# 市政 トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

**児童扶養手当・特別児童扶養手当・遺児手当  
受給者の方は  
現況届の提出を**

児童扶養手当・特別児童扶養手当・遺児手当を受給している方は、現況届を提出してください。  
これは受給者の受給資格と所得状況を確認し、引き続き手当が受けられるかどうかを決定するものです。  
現況届などの用紙は、地域福祉グループから受給者の皆さんへ郵送します。  
届かない場合は連絡してください。  
**提出期間**  
・児童扶養手当・遺児手当

8月1日(水)～31日(金) 午前9時～午後7時(土・日・曜日は午後5時まで)

・特別児童扶養手当  
8月11日(土)～9月10日(月)  
午前9時～午後7時(土・日・曜日は午後5時まで)

※土・日曜日および夜間は担当者が不在の場合がありますので、確認のうえお越しください。

**提出書類**

・児童扶養手当受給者：現況届、手当証書、必要書類(養育費に関する調書など)

・特別児童扶養手当受給者：所得状況届、手当証書

・遺児手当受給者：所得状況届 ※そのほか、条件によっては、各種申立書・証明書などの書類の提出が必要になる場合があります。

**提出・問合せ先**

いきいき広場内地域福祉グループ

☎5219871



**居宅介護支援券  
8月1日(水)より利用開始**

在宅での日常生活および介護予防、または要介護状態などの軽減・悪化防止の支援を目的とした、居宅介護支援券の利用期間は、8月1日(水)～平成25年3月31日(日)です。

対象となる方には、7月下旬に申請書を送付しています。

利用を希望する場合は、申請書と自己負担分費用を持参し、介護保険グループへ申し込んでください。

**申込・問合せ先**

いきいき広場内介護保険グループ

☎5219871

**ゴミ出しは  
ルールを守って**

最近、プラスチック容器包装用のコンテナに入れられるべきではないゴミが出されています。ルールを守って正しくごみ出しを行ってください。

皆さんの協力をお願いします。

**問合せ先**

市役所市民生活グループ

☎5211111 (内線263)



CAMERA REPORT **カメラレポート**

**豊かな心を育もう**  
～講話を聞いて「ばりまる」作りに挑戦～

6月16日、高浜青年会議所の主催で、市内の小学生(4～6年生)たちが、授産所高浜安立にて成瀬正孝施設長の講話を聴きました。「ちがったっていい」というテーマから、人にはさまざまな特性があることを知り、ちょっとの勇気を持って人と接する事の大切さについて学びました。

講話の後には、元気に、前向きに頑張っている知的障がい者の方と一緒に、焼き菓子の「ばりまる」作りに挑戦しました。生地づくり、焼成、シーリング作業を体験し、自分で描いたオリジナルのトップシールをパッケージに貼って「ばりまる」が完成!できたても試食し、みんな笑顔で終える事ができました。